（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則の一部改正）

第百十一条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第九十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（提出書類の記載事項） **第二条**　前条第一項及び第二項の書類には、提出の年月日を記載しなければならない。	（提出書類の記載事項） **第二条**　前条第一項及び第二項の書類には、提出の年月日を記載し、記名押印又は自ら署名しなければならない。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第百十二条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（移送費の支給の申請） **第六十条**　（略） ２　（略） ３　前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならない。 ４　（略） （特定疾病認定の申請等） **第六十二条**　（略） ２　（略） ３　前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならない。 ４～９　（略） （口頭による申請等） **第七十六条**　（略） ２　前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項に基づいて所定の申請書又は届書の様式に従って聴取書を作成し、これを陳述者に読み聞かせた上で、氏名を記載しなければならない。	（移送費の支給の申請） **第六十条**　（略） ２　（略） ３　前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならない。 ４　（略） （特定疾病認定の申請等） **第六十二条**　（略） ２　（略） ３　前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならない。 ４～９　（略） （口頭による申請等） **第七十六条**　（略） ２　前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項に基づいて所定の申請書又は届書の様式に従って聴取書を作成し、これを陳述者に読み聞かせた上で、陳述者とともに記名押印又は署名しなければならない。

（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部改正）

第百十三条　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次のように改正する。